

井川町若者チャレンジ応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の主体的な活動を支援するとともに、次代を担う若い世代が活躍できるまちづくりを推進するため、予算の範囲内で井川町若者チャレンジ応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「若者」とは当該年度年齢15歳から35歳以下の者とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 井川町をフィールドに事業を実施する者。
- (2) 若者が主体となって事業を実施する団体であること。
- (3) その他町長が不適当と認める団体でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は井川町内で実施する事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内の地域課題の解決や魅力の向上に取り組む事業
- (2) 公益的、社会貢献的な事業であって、新たな成果を生み出すことを目指す事業
- (3) 特定の個人又は団体の営利を目的とする事業
- (4) その他町長が適当と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 年度中に本補助制度の補助を受けた第4条第3項に参加した者が行う事業
- (2) 本町が実施する他の補助制度等の補助を受けている事業
- (3) 政治的又は宗教的な活動を目的とする事業
- (4) 選挙運動又はこれに類する活動を目的とする事業
- (5) その他町長が適当でないとして認める事業

3 第1項の補助対象事業の事業期間は、事業開始日からその日が属する年度の末日までとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、前条に規定する補助対象事業に要する経費のうち、町長が適当と認めるものとする。

(補助率等)

第6条 補助金の補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

補助率	補助限度額
補助対象経費の10分の10以内	補助限度額は、下限を1万円とし、上限を10万円とする

※第4条第3項に該当する場合における補助金の回数は1年度につき1回とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は井川町若者チャレンジ応援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 団体で行う場合は、事業者名が確認できる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、交付の申請があった場合は、速やかに審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を決定し、井川町若者チャレンジ応援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日以内に、井川町若者チャレンジ応援補助金実績報告書（様式第3号）を提出するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 交付決定者は、井川町若者チャレンジ応援補助金請求書（様式第4号）により補助金の請求を行うものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他町長が不適当と認める行為があったとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（様式第5号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 町長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 6 年 9 月 1 3 日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 7 年 5 月 1 日から適用する。